

奈良県観光コンテンツ情報発信業務委託に係る審査基準

審査項目		審査基準	配点
業務遂行能力	業務理解度	本業務の目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか。	5
	業務実施体制	業務実施手順及び業務スケジュールは適切か。	5
		業務内容を実現可能とするための実施体制が具体的に示されているか。	5
企画提案内容	観光コンテンツの収集・整理等	<ul style="list-style-type: none"> ・観光コンテンツの魅力や特性を踏まえ、情報の更新・発掘・整理を効果的に進めるための手法が具体的に示されているか。 ・観光コンテンツの高付加価値化や商品性向上に向けたブラッシュアップの考え方が明確であり、訴求力及び商品性を踏まえた選定手法が具体的に示されているか。 	25
	観光コンテンツ情報誌の制作及びデジタルアーカイブの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・冊子及びWebページを通じた情報発信の内容が、旅行商品の企画・造成・販売促進につながる効果的な内容となっているか。 ・特集記事のテーマ設定及び訴求の視点が、旅行会社、交通事業者及び宿泊事業者等の関心を引き出す効果的なものとなっているか。 	30
	観光コンテンツの商流促進	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチングイベント及び観光コンテンツ体験会の企画及び実施内容、並びに宿泊事業者へのフォローアップの手法が、県内事業者間における観光コンテンツの活用促進、販売、商品造成等の商流形成につながる効果的な提案となっているか。 	20
経費	経費見積	経費の内訳、範囲が明確に示されており、経費の積算が提案内容に見合った妥当な金額となっているか。	10
合計			100

○提案者が2者以上ある場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定します。

○提案者が1者の場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上で、かつ審査員の合議により認められた者を契約候補者として選定します。